

## 岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金に係る Q & A 集

令和 6 年 7 月 2 2 日現在

### 1. 補助金申請について

Q：補助金の備蓄品を申請する際は、事業継続計画の中に「備蓄品」と明記が必要なのか。  
また必要な場合は、どこまで詳細に記載をしているか。

A：明記がなくても客観的に判断して、申請物品と事業計画の整合性がとれていれば良い。

Q：補助対象に「設備購入・設置」「クラウドサービス導入費用」とあるが、これは事業継続計画に「設備購入・設置」「クラウドサービス」に関する記載がない事業者が、補助金を使って申請してもよいか。

A：事業継続計画に記載のない設備、クラウドサービス等は事業継続計画との整合性が取れないため、対象外。事業計画を変更するか、かんたん BCP シートを作成しなければならない。

Q：すでに保有している設備等が老朽化などしていることを理由に、補助金を活用して買い替える場合は申請可能か

A：事業継続計画と申請内容との整合性がとれていれば、対象とする。  
(老朽化を根拠にするのではなく、事業計画と理論的に整合性が取れていれば対象とする。)

Q：申請時に補助対象経費の詳細がわかるもの（見積書等）はなぜ必要なのか。  
また相見積もりは必要なのか。

A：補助対象経費の積算根拠を明らかにするため見積書等の提出が必要である。また、概算申請では、実績時との差分が大幅に発生する可能性もあり、採択数に影響が出ることが懸念されるためである。  
1 件当たり 1 0 0 万円超（税込）を要するものについては、相見積りの提出が必要である。

Q：見積書について、相手方の会社印か担当者の押印は必要か。

A：必要である。

Q：見積書はどの時点で取得したものが有効となるか。

A：申請日より起算して、1か月以内に取得したものを有効とする。また、実際に発注時と金額が変更となる場合は、再取得が必要となる。  
可能な限り、支払金額との差異が出ないように留意していただきたい。

Q：中古品について同一品がない場合の相見積もりはどのように取得すればよいのか。

A：機能や性能が同程度の相見積もりでも可能とする。ただし、見積書に型式等の記載が必要となる。

Q：すでに認定済み事業継続力強化計画について、申請時点において計画実施期間を経過していてもよいか。

A：経過していてもよい。

Q：レジリエンス認証を受けている場合、独自 BCP として申請できるか。

A：申請可能である。  
<理由>レジリエンス認証は BCP 対策を進めることで取得でき、また国土強靱化と関連して緊急事態に遭遇した場合に備える回復力の強さを証明する認証であり、BCP 認定制度の趣旨と著しく類似しているため。

Q：ISO22301（事業継続）認定を受けている場合、独自 BCP として申請できるか。

A：申請可能である。  
<理由>ISO22301 は BCMS 事業継続マネジメントシステムを規定する国際規格であり、本認定制度を取得するには、第一に要求事項を満たす体制・計画・対策を構築して審査基準を満たす必要があり、BCP 認定制度の制度趣旨と著しく類似しているため。

Q：連携型の事業継続力強化計画での申請は可能か。

A：内容について単独計画と同様であり、計画の申請主体である場合は可能である。連携側（傘下企業等）については計画の申請主体ではないため、連携型の計画を用いた申請は不可である。

Q：岡山県の認定を受けた BCP を保有しているが、補助対象経費の記述がない場合、内容を修正し、独自 BCP として申請することは可能か

A：1つの会社内で複数の BCP が存在することとなる為、認定済みの BCP を修正し独自 BCP として申請することは不可である。同様に岡山県版かんたん BCP シートでの申請も不可である。  
ただし、事業継続力強化計画については国が認定するため、その限りではない。

Q：自社が風水害の可能性のないエリアである場合においても、岡山県版かんたん BCP シートは3枚の提出が必要か。

A：風水害の可能性がないエリアである場合は「地震、新型感染症用」の2枚のみの提出で良い。

Q：岡山県版かんたん BCP シートを用いて申請する場合、参考資料の提出も必要か。

A：必要である。

Q：令和5年中に個人事業主から法人成りした場合、「個人・法人」どちらの区分での申請となるのか

A：令和5年中に法人成りした場合には、令和5年度決算が終了している「個人事業主」であった頃の書類を提出、数値の記入等を行う。

※別紙1 設立年月日については法人としての設立年月日を記入  
また、法人成りしたことを証明できる書類（履歴事項全部証明書）の提出が必要である。

Q：令和5年度岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金（BCP補助金）において、交付決定を受けたが、令和6年度も再度申請することは可能か

A：令和5年度岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金（BCP補助金）において、交付決定を受けた事業者は、再度申請することはできません。

Q：申請方法について知りたい

A：申請方法は補助金申請システム（J グランツ）のみとなります。

Q：いくつか会社を持つグループ会社が同時に申請することは可能か

A：基本的にそれぞれが別法人格であれば申請は可能である。ただし、同一法人格で事業部で分かれているケースは不可である。

Q：2割特例（インボイス制度）の適用事業者について、補助事業計画書②は「課税事業者」、「免税・簡易課税事業者」のどちらを使用すればよいのか

A：2割特例（インボイス制度）の適用事業者は、「免税・簡易課税事業者」を使用してください。

## 2. 補助対象経費について

Q：補助対象経費になるかの判断基準はなにか。

A：原則、常時使用が想定されるものについては対象外である。

なお、公募要領7ページ「5. 補助対象経費」に記載の条件を満たすものが対象となる。

Q：補助対象経費は①設備の購入、設置、②緊急時用の備蓄品の購入、③クラウドサービス利用に係る経費となっているが、組み合わせも対象可能であるか。

A：組み合わせも対象可能である。

Q：非常用発電機は据置型、ポータブル発電機どちらも対象なのか。

A：どちらも対象となる。

Q：無停電電源装置（UPS）については、据置型のみが対象なのか。

A：無停電電源装置（UPS）は、災害時に停電が起きた場合に電気を一定時間供給し続けるための装置であることから、通常時の使用は想定しづらく、装置設置の意義も防災・減災であることは明らかである。

無停電電源装置（UPS）は据置型以外にも、ポータブル電源にUPS機能が付いたものも対象とする。

Q：移動式太陽光パネルは対象なのか。

A：太陽光パネルは通常使用が可能であり、装置設置の意義は防災・減災の為のみとの説明は合理性を欠いているため、補助対象外である。

Q：蓄電池は対象なのか。

A：蓄電池は電気を貯められる量は限定されており、非常時の使用が想定されやすく、また装置設置の意義が防災・減災であるという説明も合理的であるため、「非常時の使用のみでの導入」であれば、蓄電池は対象とする。

Q：制震・免震ラック・飛散防止フィルム・転倒防止装置は対象なのか

A：常時使用ではなく災害時の復旧作業、防災目的に限定し使用することが想定され、かつ事業継続計画と申請内容との整合性がとれ合理的であれば、対象とする。

Q：マスク、消毒液、体温計は対象なのか

A：常時使用ではなく災害時の復旧作業、防災目的に限定し使用することが想定され、かつ事業継続計画と申請内容との整合性がとれ合理的であれば、対象とする。

Q：消耗品（ごはん、レトルトカレー、水など）はどのような扱いにするか。

また補助対象経費とするなら、どのような管理にするか。

A：常時使用ではなく災害時の復旧作業、防災目的に限定し使用することが想定され、かつ事業継続計画と申請内容との整合性がとれ合理的であれば、対象とする。

管理方法については、特段細やかな指定は行わないが、県の補助金で購入したものと分かるように明確にしておく必要がある。

Q：非常食における保存期限の縛りはあるのか

A：保存期限1年以上のものは対象となるが、1年未満のものは対象外となる。

Q：安否確認システムは対象となるか

A：対象外である。

Q：クラウドサービスについて、すでに契約・導入済みであっても事業実施期間における利用料は対象となるのか。

A：補助金交付決定通知書の受領前の発注・契約・支出は対象外である。

Q：設備（発電機等）を補助対象とする場合において、これを使用するための燃料（ガソリン、ディーゼル、ガス）は対象となるか。

A：常時使用が想定される為、補助対象外である。

Q：電動シャッターは対象となるのか。

A：常時使用が想定される為、補助対象外である。

ただし、既設の電動シャッターがあり、これに緊急開閉システムのみを追加導入する場合は対象となる。

Q：AED（自動体外式除細動器）は対象となるのか

A：AED自体が緊急時用の設備であるため、「常時使用ではなく、防災・減災を目的とした使用に限定」され、かつ、申請事業者が策定しているBCP上において、同設備が必要である旨の記載があるとともに、補助事業計画において整合性が取れる内容の記載があれば対象となる。

Q：仮設トイレは対象となるのか

A：補助対象外である。建設業における災害復旧作業時の使用目的であっても、本業における常用使用が想定される為、補助対象外となる。

Q：クラウドサービスにおいて、1年分の利用料をまとめて支払った場合、すべて対象となるのか

A：補助対象となるのは補助事業実施期間中における利用・支払が完了した部分のみである為、事業実施期間外分の支払いは対象外である。

Q：クラウド保存が可能なバックアップ装置は対象となるのか

A：補助事業実施期間終了後においても引き続き常用使用されることが想定されるため、装置費用は対象外である。

Q：電動機付自転車は対象となるのか

A：常時使用が想定される為、補助対象外である。

Q：高圧洗浄機、エンジンカッターは対象となるのか

A：常時使用が想定される為、補助対象外である。

Q：テントは対象となるのか

A：熱中症対策テント（集会用テントやワンタッチテント等）は通常利用が想定される為、補助対象外である。

避難所用間仕切りテントや防災テントについては、BCPにおいて必要性が記載されていること、補助事業計画において、BCPとの関連性を記載できれば対象となる。

### 3. その他

Q：消耗品やクラウドについてはどのような管理体制にするか。

A：特段細やかな指定は行わないが、補助金で購入したものと分かるよう明確にしておく必要がある。  
例えば、補助事業に係る書類一式（申請書類や証票書類の写し等）を他の書類と区別して保管するといった方法が考えられる。

Q：購入者の縛りはあるか。例えば、関連会社からの購入などはどうするか。

A：親会社、子会社、グループ企業等、関連会社からの購入は対象外である。

Q：補助金で購入した設備の管理方法（シールなど）はどうするか。

A：補助金で購入した設備等には、「岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金による取得財産」という表示（シール等）により他の設備等と区別する。

Q：クレジットカード払いは可能なのか

A：原則として不可であるが、事業期間内に引き落としが完了したものについては対象として対応する。

Q：補助対象経費に補助率を乗じて得た額（補助額）の合計額の端数処理はどうなるか

A：千円未満は切り捨てとなる。

#### ■改定履歴

- ・令和6年6月14日作成
- ・令和6年7月4日改定
- ・令和6年7月11日改定
- ・令和6年7月22日改定